

司研総第 000183 号

(庶ろ-03)

平成 23 年 3 月 25 日

地方裁判所長 殿 (東京を除く。)

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日 (木) までに当研修所事務局総務課庶務係筋野 () あてメールにより回答してください。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います (横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所を除く。)

(別紙様式)

(文 書 番 号)

(分 類 記 号)

平成23年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月25日付け総第000183号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注) 標題の「(第 回)」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。

実施要領

1 開催日, 対象庁会等

別紙第1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所, 宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については, 別紙第4「司法研修所への交通案内図」, 別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお, 自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 5月30日(月)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月6日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には, 当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお, いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも, 寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので, あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し, 別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので, これに関連して協議しておくべき論点, 参考意見等がありましたら, 4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要, ファクシミリ()可。)

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は, 追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用してください。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED] [REDACTED]）。

- (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
- (イ) 福岡
- (ウ) 札幌
- (エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を支給することになります。

- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成24年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要。ファクシミリ()可。)

- (1) 別紙第9-1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」
- (2) 別紙第9-2「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京	1	【第1回】 5月30日 (月)
	立川支部	1	1	1	第一東京	1	
					第二東京	1	
					(東京三多摩支部)	3	
	横浜	1	1	1		1	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	
	静岡府	1	1	1	(静岡県)	1	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	
新潟	1	1	1	(新潟県)	1		
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	1	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県)	1	
	金沢	1	1	1		1	
	富山	1	1	1	(富山県)	1	
仙台	仙台	1	1	1		1	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	
	秋田	1	1	1		1	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	
札幌	札幌	1	1	1		1	
	函館	1	1	1		1	
	旭川	1	1	1		1	
	釧路	1	1	1		1	
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	【第2回】 6月6日 (月)
	京都	1	1	1		1	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	
	奈良	1	1	1		1	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	
和歌山	1	1	1		1		
名古屋	津	1	1	1	(三重)	1	
広島	福井	1	1	1		1	
	広島	1	1	1		1	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	
	岡山	1	1	1		1	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	
福岡	松江	1	1	1	(島根県)	1	
	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	
	分	1	1	1	(大分県)	1	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	
高松	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	
	高松	1	1	1	(香川県)	1	
	徳島	1	1	1		1	
	高知	1	1	1		1	
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	55	211	

(別紙第2)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の現状と在り方について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところであるが、5期目を迎えた新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第64期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取り組み等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、その一方で司法修習生の取組姿勢等を含め、改善すべき課題等も指摘されている。この点については、最高裁判所司法修習委員会における検討結果を踏まえ、本年1月19日付けの司法研修所所長書簡により、司法修習生の自発的な取り組みを促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところであるが、この機会に、各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、上記提案等も踏まえ、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含めて、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以 上

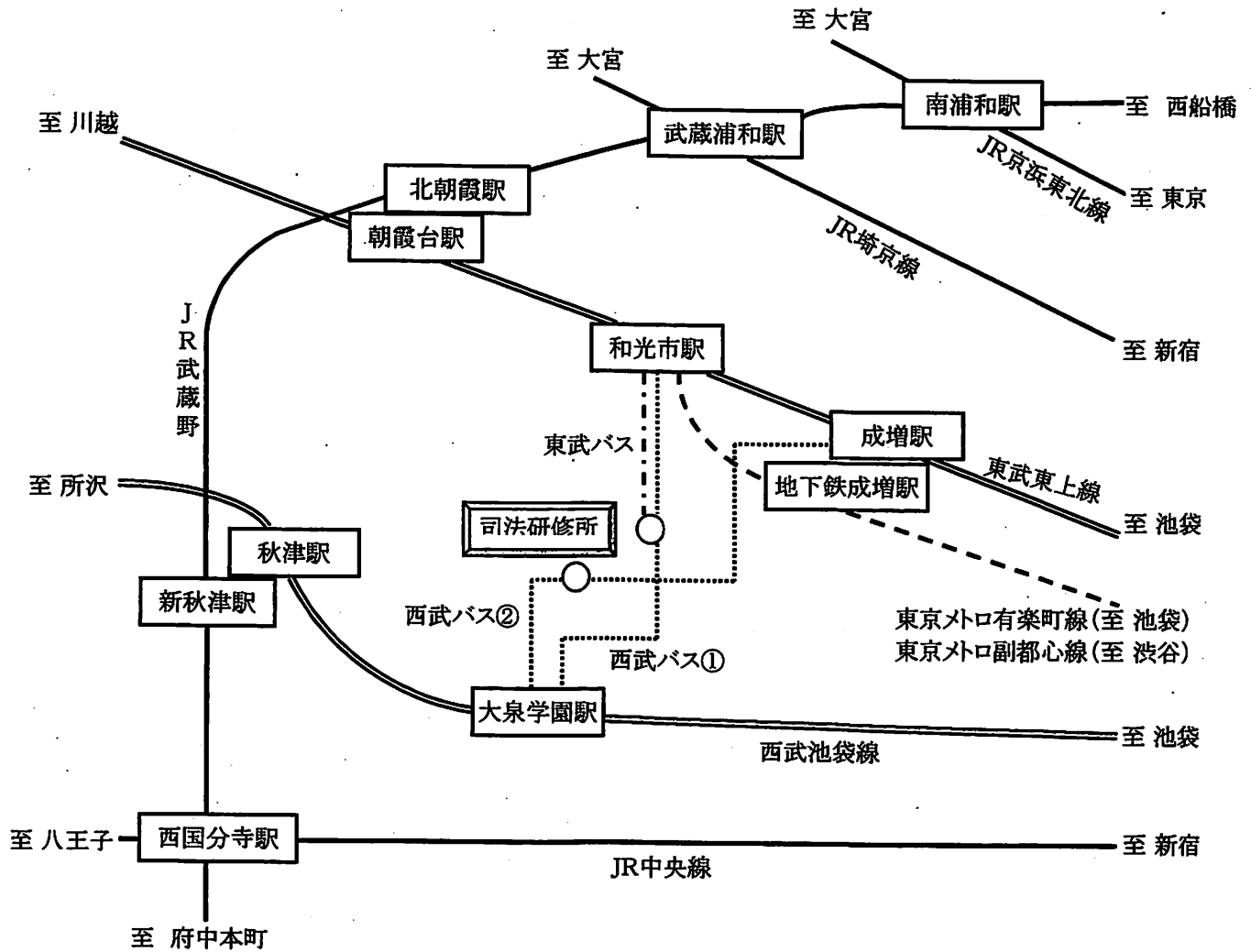
(別紙第3)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 5月30日(月)	12:00 ～ 13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月6日(月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議(中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] —> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] —> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] —> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] —> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] —> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 —> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —> 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」									
時	平					日				
6	23	35	45	56						
7	05	12	24	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	*49	55				
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印: 司法研修所入口行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	平		日		
6	26	43	58		
7	13	*20	29	43	56
8	*05	10	21	33	47 *55
9	01	15	29	44	*52
10	00	*10	22	38	*47 55
11	*05	19	36	54	
12	*05	17	37	59	
13	*05	25	46		
14	*00	13	34	54	
15	*05	16	30	41	54
16	*02	08	20	32	46 58
17	*05	13	25	36	49
18	00	*07	14	25	37 48
19	01	*06	16	29	41 55
20	*05	13	28	41	55
21	11	26	42		
22	00	20	40		
23	00				

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	平		日	
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	平		日		
5	55				
6	05	15	25	35	45
7	00	10	20	31	43 56
8	09	24	38	52	
9	06	20	34	49	
10	04	19	35	51	
11	07	23	39	55	
12	10	27	43	59	
13	15	32	48		
14	03	18	33	48	
15	03	18	32	46	
16	01	16	31	46	
17	01	16	31	46	
18	01	16	31	46	
19	01	16	31	50	
20	09	28	46		
21	05	25	46		
22	09				

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【土曜・日曜・祝日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」
 に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	43	55			
7	07	16	26	35	44 56
8	04	16	*25	32	43 53
9	03	14	28	*34	*47 56
10	10	24	40	*54	
11	08	19	31	40	49
12	04	17	31	40	54
13	09	17	27	40	48
14	00	09	23	32	47
15	00	*04	17	31	42 *51
16	02	17	31	47	
17	*03	13	26	34	44 56
18	09	19	27	*37	45 56
19	*02	11	19	*27	37 49
20	04	*19	33	48	
21	03	18	33	48	
22	03	17	*26	*42	
23					

*印: 司法研修所入口行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	40				
7	01	*12	23	42	
8	01	*12	23	42	
9	01	*11	21	35	48
10	01	*11	21	35	48
11	01	*12	24	42	
12	01	*12	23	42	
13	01	*12	23	42	
14	01	*12	23	42	
15	01	*12	23	42	
16	01	*12	23	42	
17	01	*12	23	42	
18	01	*11	21	35	48
19	04	21	41		
20	01	21	41		
21	01	21	41		
22	07	37			
23					

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

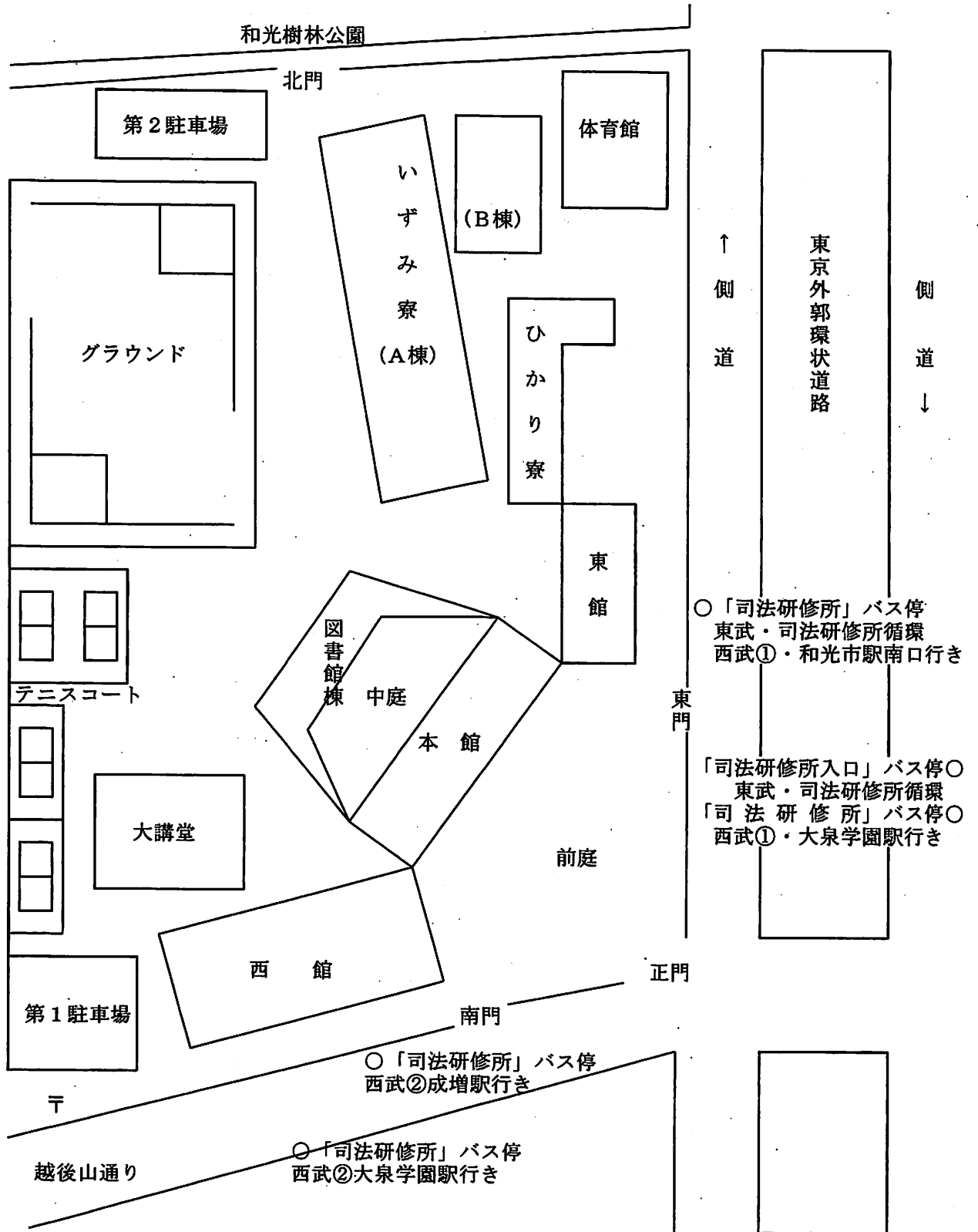
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（ただし、第1回開催時は、都合により利用することができません。）。

なお、昼食については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について


平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお、日曜日の入構は、北門（歩行者出入口：終日解放）を利用してください。

13 喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業) ※第1回開催時は御利用いただけません。

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係(電話番号048-460-2000)にお問い合わせください。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 5月29日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 5月29日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 5月29日(日)終日及び同月30日(月)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 5月30日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は12:00~です。

※ 5月31日(火)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

(別紙第9-1)

3 5月30日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 5月30日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、のぞみ号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、5月30日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [redacted])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月5日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月6日(月)の朝食は

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 6月5日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 6月5日(日)は、終日食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 6月6日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月7日(火)の朝食は

※ 入寮受付は12:00~です。

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

3 6月6日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月6日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、のぞみ号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月6日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第 000184 号

(庶ろ-03)

平成 23 年 3 月 25 日

東京地方裁判所長 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日 (木) までに当研修所事務局総務課庶務係筋野 () あてメールにより回答してください。

なお、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

(文 書 番 号)

(分 類 記 号)

平成23年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月25日付け総第000184号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「(第 回)」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

実施要領

- 1 開催日, 対象庁会等
別紙第1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり
- 2 開催場所, 宿舍等
 - (1) 開催場所 司法研修所
埼玉県和光市南2丁目3番8号
電話番号 048-460-2000 (代表)
来庁方法等については, 別紙第4「司法研修所への交通案内図」,
別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を
御参照ください。
なお, 自家用車での来庁は御遠慮ください。
 - (2) 集合時刻
 - ア 第1回出席者及び参列者 5月30日(月)午後零時50分
 - イ 第2回出席者及び参列者 6月6日(月)午後零時50分
 - (3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には, 当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。
なお, いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも, 寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので, あらかじめ御了承ください。
- 3 協議事項
新司法修習に関し, 別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので, これに関連して協議しておくべき論点, 参考意見等がありましたら, 4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要, ファクシミリ()可。)
- 4 日程
別紙第3「日程表」のとおり
- 5 出席者
出席者名簿は, 追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用してください。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED] [REDACTED]）。

- (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
- (イ) 福岡
- (ウ) 札幌
- (エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を支給することになります。

- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成24年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要。ファクシミリ()可。)

- (1) 別紙第9-1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」
- (2) 別紙第9-2「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 録

- 別紙第1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁 管内	実務 修習地	出席者数				開催月日		
		地方裁判所		検察庁	弁護士会		計	
		民事	刑事					
東京	東京	2	2	2	東京	1	【第1回】 5月30日 (月)	
	立川支部	1	1	1	第一東京 第二東京 (東京三多摩支部)	1 1 3		
	横浜	1	1	1	(埼玉)	1		
	さいたま	1	1	1	(千葉県)	1		
	千葉	1	1	1	(茨城県)	1		
	水戸	1	1	1	(栃木県)	1		
	宇都宮	1	1	1	(群馬)	1		
	前橋	1	1	1	(静岡県)	1		
	静岡	1	1	1	(山梨県)	1		
	甲府	1	1	1	(長野県)	1		
	長野	1	1	1	(新潟県)	1		
	新潟	1	1	1	(愛知県)	1		
	名古屋	名古屋	1	1	1	(岐阜県)		1
		岐阜	1	1	1	(岐阜県)		1
		金沢	1	1	1	(富山県)		1
		富山	1	1	1			1
	仙台	仙台	1	1	1			1
		福島	1	1	1	(福島県)		1
		山形	1	1	1	(山形県)		1
		盛岡	1	1	1	(岩手)		1
秋田		1	1	1		1		
青森		1	1	1	(青森県)	1		
札幌	札幌	1	1	1		1		
	函館	1	1	1		1		
	旭川	1	1	1		1		
	釧路	1	1	1		1		
(計)	(26)	27	27	27	30	111		
大阪	大阪	1	1	1		1	【第2回】 6月6日 (月)	
	京都	1	1	1		1		
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1		
	奈良	1	1	1		1		
	大津	1	1	1	(滋賀)	1		
名古屋	和歌山	1	1	1		1		
	津	1	1	1	(三重)	1		
広島	福井	1	1	1		1		
	広島	1	1	1		1		
	山口	1	1	1	(山口県)	1		
	岡山	1	1	1		1		
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1		
福岡	松江	1	1	1	(島根県)	1		
	福岡	1	1	1	(福岡県)	1		
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1		
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1		
	大分	1	1	1	(大分県)	1		
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1		
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1		
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1		
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1		
	高松	高松	1	1	1	(香川県)	1	
徳島		1	1	1		1		
高知		1	1	1		1		
松山		1	1	1	(愛媛)	1		
(計)	(25)	25	25	25	25	100		
合計	(51)	52	52	52	55	211		

(別紙第2)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の現状と在り方について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところであるが、5期目を迎えた新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第64期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取り組み等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、その一方で司法修習生の取組姿勢等を含め、改善すべき課題等も指摘されている。この点については、最高裁判所司法修習委員会における検討結果を踏まえ、本年1月19日付けの司法研修所所長書簡により、司法修習生の自発的な取り組みを促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところであるが、この機会に、各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、上記提案等も踏まえ、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含めて、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以 上

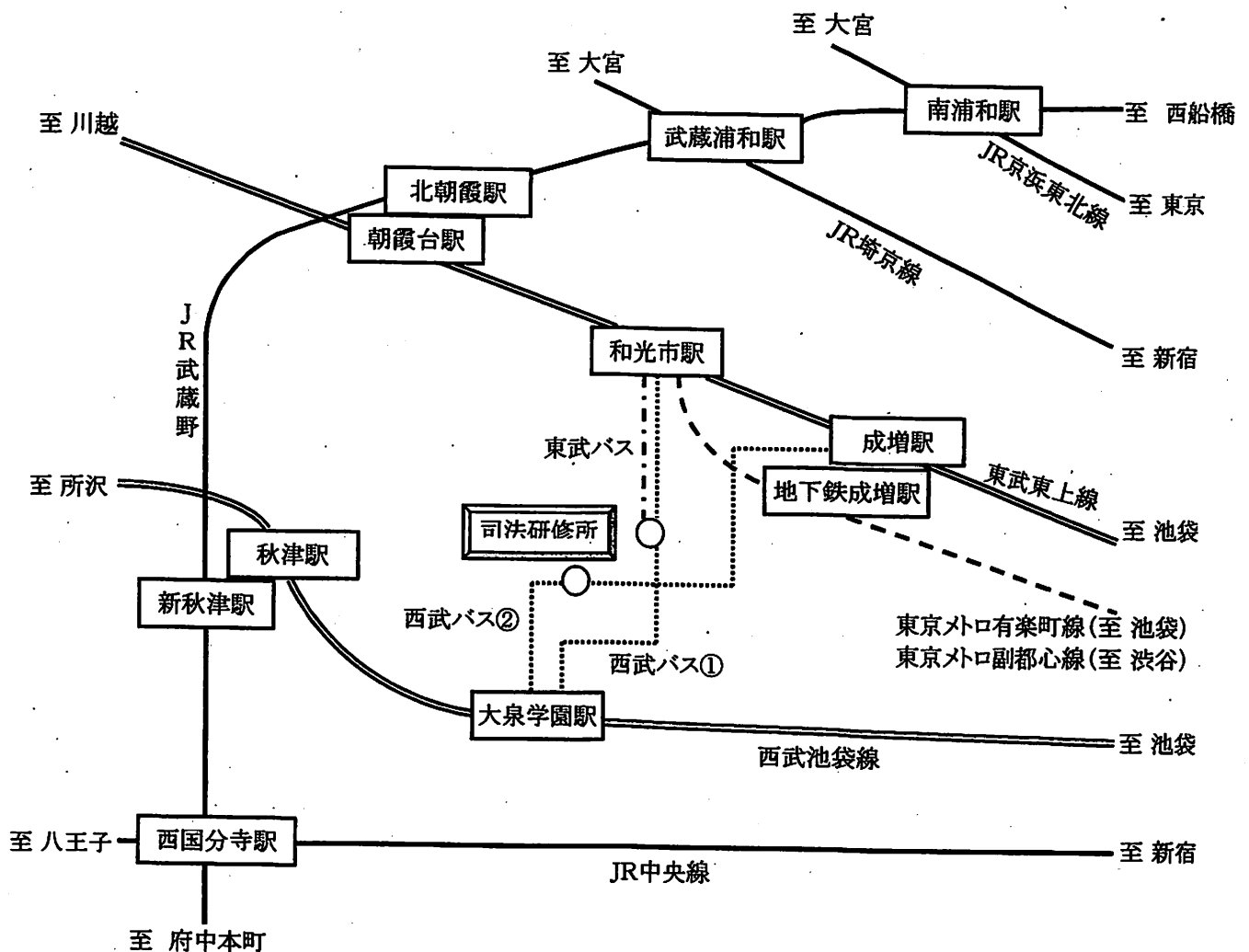
(別紙第3)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
[第1回] 5月30日(月)	12:00 ~ 13:00	受付(本館1階エントランスホール) [到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等]
[第2回] 6月6日(月)	13:00 ~ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 (中講堂)
	13:50 ~ 16:15	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 ~ 17:00	総合協議(中講堂)
	17:30 ~ 18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] — 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] — 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] — 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] — 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] — 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 — 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] — 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] — 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口							
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」							
時	平 日							
6	23	35	45	56				
7	05	12	24	35	43	50	56	
8	03	10	17	22	27	35	43	49 54
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41 54
10	*05	22	37	*47	53			
11	03	13	25	40	53			
12	10	23	40	54				
13	10	25	40	55				
14	09	25	*35	40	*49	55		
15	10	19	31	*43	50	*57		
16	04	17	31	45	54			
17	02	11	16	22	28	34	42	48 55
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37 43 50
19	00	13	*22	30	*40	51		
20	*01	09	22	38	49			
21	02	13	27	41	56			
22	10	22	35	47	*58			
23	*11							

*印: 司法研修所入口行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口							
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」							
時	平 日							
6	26	43	58					
7	13	*20	29	43	56			
8	*05	10	21	33	47	*55		
9	01	15	29	44	*52			
10	00	*10	22	38	*47	55		
11	*05	19	36	54				
12	*05	17	37	59				
13	*05	25	46					
14	*00	13	34	54				
15	*05	16	30	41	54			
16	*02	08	20	32	46	58		
17	*05	13	25	36	49			
18	00	*07	14	25	37	48		
19	01	*06	16	29	41	55		
20	*05	13	28	41	55			
21	11	26	42					
22	00	20	40					
23	00							

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	平 日			
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平 日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【土曜・日曜・祝日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」
 に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	16	*25	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	40	49	
12	04	17	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	09	23	32	47	
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	*03	13	26	34	44	56
18	09	19	27	*37	45	56
19	*02	11	19	*27	37	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印: 司法研修所入口行き

- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	40				
7	01	*12	23	42	
8	01	*12	23	42	
9	01	*11	21	35	48
10	01	*11	21	35	48
11	01	*12	24	42	
12	01	*12	23	42	
13	01	*12	23	42	
14	01	*12	23	42	
15	01	*12	23	42	
16	01	*12	23	42	
17	01	*12	23	42	
18	01	*11	21	35	48
19	04	21	41		
20	01	21	41		
21	01	21	41		
22	07	37			
23					

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

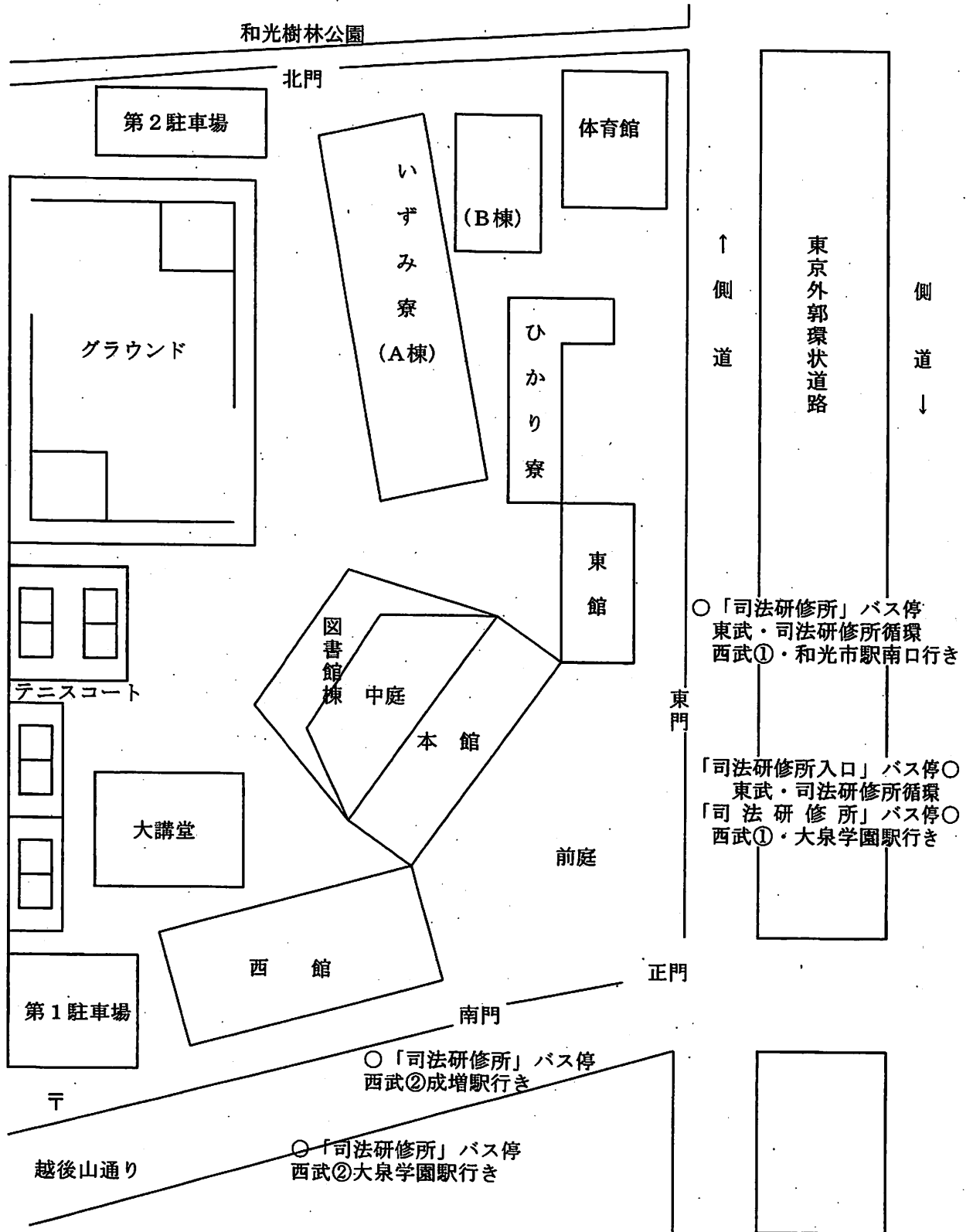
発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	土曜・日曜・祝日				
5					
6	13	29	43	56	
7	14	29	44		
8	04	23	43		
9	01	16	30	43	
10	03	17	30	44	
11	06	25	44		
12	05	24	44		
13	05	24	44		
14	05	24	44		
15	05	24	44		
16	05	24	44		
17	05	24	43		
18	02	18	36		
19	01	20	42		
20	04	26	50		
21	14	40			
22	10				

- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	土曜・日曜・祝日				
5	55				
6	10	25	40	55	
7	10	25	40	55	
8	10	25	40	55	
9	10	25	40	55	
10	10	25	40	58	
11	18	38	58		
12	14	31	51		
13	11	31	51		
14	09	27	45		
15	02	18	34	50	
16	06	22	38	54	
17	10	24	38	52	
18	06	20	36	56	
19	16	36	56		
20	16	36	56		
21	18	42			
22	09				

(別紙第6)

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（ただし、第1回開催時は、都合により利用することができません。）。

なお、昼食については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について


平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお、日曜日の入構は、北門（歩行者出入口：終日解放）を利用してください。

13 喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業) ※第1回開催時は御利用いただけません。

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係(電話番号048-460-2000)にお問い合わせください。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 5月29日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 5月29日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 5月29日(日)終日及び同月30日(月)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 5月30日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は12:00~です。

※ 5月31日(火)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

- 3 5月30日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 5月30日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、のぞみ号を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、5月30日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [redacted])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月5日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月6日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 6月5日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 6月5日(日)は、終日食堂を利用できません。

- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月6日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月7日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。

※ 入寮受付は12:00~です。

- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

3 6月6日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月6日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、のぞみ号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月6日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

司研総第 000188 号

平成 23 年 3 月 25 日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）

弁護士会会長 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日（木）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

(別紙様式)

平成23年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月25日付け司研総第000188号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	俸給の号	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 「俸給の号」は、検察庁のみ記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 5月30日(月)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月6日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要，フアクシミリ()可。)

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用してください。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED] [REDACTED]）。

- (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
- (イ) 福岡
- (ウ) 札幌
- (エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を支給することになります。

- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成24年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要。ファクシミリ()可。)

- (1) 別紙第9-1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」
- (2) 別紙第9-2「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 録

- 別紙第 1 平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第 2 協議事項
- 別紙第 3 日程表
- 別紙第 4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第 5 バス運行時刻表
- 別紙第 6 司法研修所配置図
- 別紙第 7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第 8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第 9 - 1 平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会（第 1 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 9 - 2 平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京	1	9
	立川支部	1	1	1	第一東京	1	
					第二東京	1	
					(東京三多摩支部)	3	
	横浜	1	1	1		1	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	
新潟	1	1	1	(新潟県)	1		
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	1	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県)	1	
	金沢	1	1	1		1	
	富山	1	1	1	(富山県)	1	
仙台	仙台	1	1	1		1	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	
	秋田	1	1	1		1	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	
札幌	札幌	1	1	1		1	
	函館	1	1	1		1	
	旭川	1	1	1		1	
	釧路	1	1	1		1	
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	
	京都	1	1	1		1	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	
	奈良	1	1	1		1	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	
名古屋	和歌山	1	1	1		1	
	津	1	1	1	(三重)	1	
広島	福井	1	1	1		1	
	広島	1	1	1		1	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	
	岡山	1	1	1		1	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	
福岡	松江	1	1	1	(島根県)	1	
	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	
	大分	1	1	1	(大分県)	1	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	
高松	高松	1	1	1	(香川県)	1	
	徳島	1	1	1		1	
	高知	1	1	1		1	
	松山	1	1	1	(愛媛)	1	
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	55	211	

【第1回】

5月30日
(月)

【第2回】

6月6日
(月)

(別紙第2)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の現状と在り方について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところであるが、5期目を迎えた新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第64期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取り組み等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、その一方で司法修習生の取組姿勢等を含め、改善すべき課題等も指摘されている。この点については、最高裁判所司法修習委員会における検討結果を踏まえ、本年1月19日付けの司法研修所所長書簡により、司法修習生の自発的な取り組みを促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところであるが、この機会に、各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、上記提案等も踏まえ、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含めて、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以 上

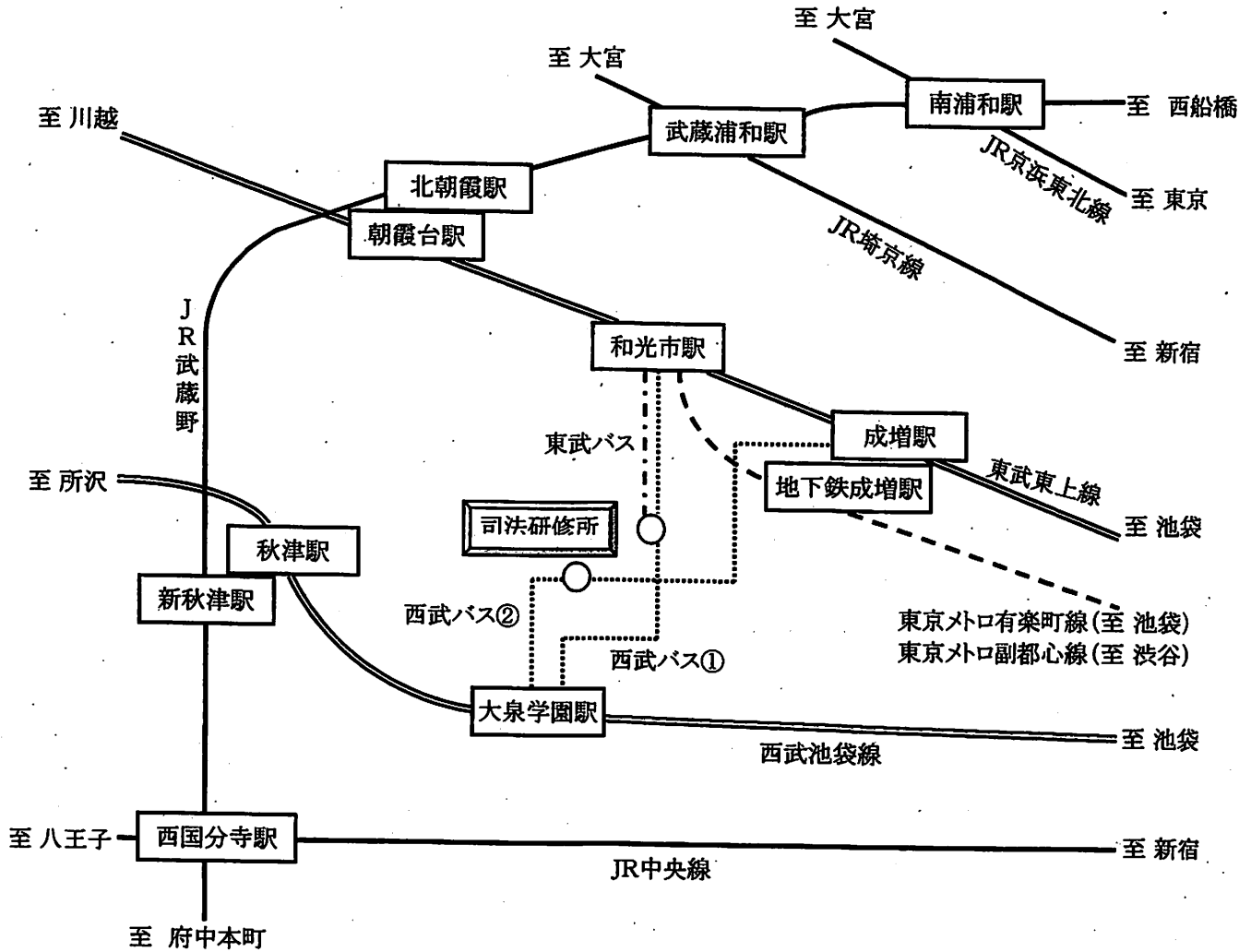
(別紙第3)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 5月30日(月)	12:00 ～ 13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月6日(月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議(中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅	〔東武東上線〕	→ 和光市駅	約16分(急行又は準急)
池袋駅	〔東京メトロ有楽町線〕	→ 和光市駅	約18分
渋谷駅	〔東京メトロ副都心線〕	→ 和光市駅	約35分(急行)
池袋駅	〔西武池袋線〕	→ 大泉学園駅	約15分(準急)
西国分寺駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約19分
武蔵浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約8分
南浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約10分
朝霞台駅	〔東武東上線〕	→ 和光市駅	約6分

・バス

和光市駅	〔東武バス 司法研修所循環〕	→ 司法研修所	約10分
和光市駅	〔西武バス① 大泉学園駅行き〕	→ 司法研修所	約10分
(和光市駅	徒歩	→ 司法研修所	約25分(約2km))
大泉学園駅	〔西武バス① 和光市駅南口行き〕	→ 司法研修所	約12分
大泉学園駅	〔西武バス② 成増駅行き〕	→ 司法研修所	約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入り行き」
 に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入り」									
時	平 日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	24	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	*49	55				
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印: 司法研修所入り行き

- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」									
時	平 日									
6	26	43	58							
7	13	*20	29	43	56					
8	*05	10	21	33	47	*55				
9	01	15	29	44	*52					
10	00	*10	22	38	*47	55				
11	*05	19	36	54						
12	*05	17	37	59						
13	*05	25	46							
14	*00	13	34	54						
15	*05	16	30	41	54					
16	*02	08	20	32	46	58				
17	*05	13	25	36	49					
18	00	*07	14	25	37	48				
19	01	*06	16	29	41	55				
20	*05	13	28	41	55					
21	11	26	42							
22	00	20	40							
23	00									

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平 日				
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平 日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【土曜・日曜・祝日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

- 1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発
 (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」
 に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	43	55			
7	07	16	26	35	44 56
8	04	16	*25	32	43 53
9	03	14	28	*34	*47 56
10	10	24	40	*54	
11	08	19	31	40	49
12	04	17	31	40	54
13	09	17	27	40	48
14	00	09	23	32	47
15	00	*04	17	31	42 *51
16	02	17	31	47	
17	*03	13	26	34	44 56
18	09	19	27	*37	45 56
19	*02	11	19	*27	37 49
20	04	*19	33	48	
21	03	18	33	48	
22	03	17	*26	*42	
23					

*印: 司法研修所入口行き

- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	40				
7	01	*12	23	42	
8	01	*12	23	42	
9	01	*11	21	35	48
10	01	*11	21	35	48
11	01	*12	24	42	
12	01	*12	23	42	
13	01	*12	23	42	
14	01	*12	23	42	
15	01	*12	23	42	
16	01	*12	23	42	
17	01	*12	23	42	
18	01	*11	21	35	48
19	04	21	41		
20	01	21	41		
21	01	21	41		
22	07	37			
23					

*印: 長久保行き

- 2 西武池袋線大泉学園駅北口発
 (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

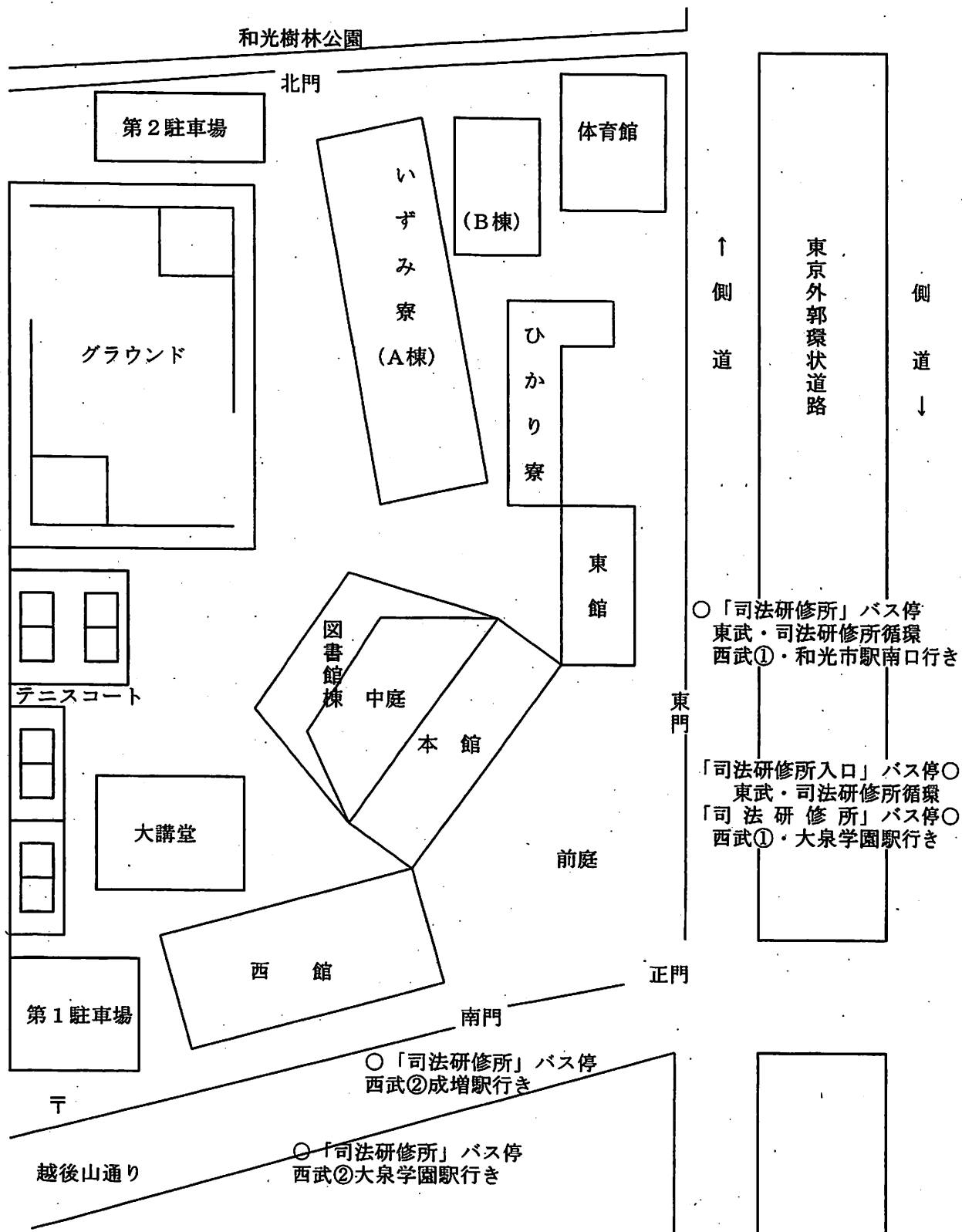
発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	土曜・日曜・祝日				
5					
6	13	29	43	56	
7	14	29	44		
8	04	23	43		
9	01	16	30	43	
10	03	17	30	44	
11	06	25	44		
12	05	24	44		
13	05	24	44		
14	05	24	44		
15	05	24	44		
16	05	24	44		
17	05	24	43		
18	02	18	36		
19	01	20	42		
20	04	26	50		
21	14	40			
22	10				

- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	土曜・日曜・祝日				
5	55				
6	10	25	40	55	
7	10	25	40	55	
8	10	25	40	55	
9	10	25	40	55	
10	10	25	40	58	
11	18	38	58		
12	14	31	51		
13	11	31	51		
14	09	27	45		
15	02	18	34	50	
16	06	22	38	54	
17	10	24	38	52	
18	06	20	36	56	
19	16	36	56		
20	16	36	56		
21	18	42			
22	09				

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（ただし、第1回開催時は、都合により利用することができません。）。

なお、昼食については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について


平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお、日曜日の入構は、北門（歩行者出入口：終日解放）を利用してください。

13 喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業) ※第1回開催時は御利用いただけません。

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係(電話番号048-460-2000)にお問い合わせください。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [redacted])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 5月29日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 5月29日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 5月29日(日)終日及び同月30日(月)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[

]

宿泊しない。

2 5月30日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は12:00~です。

※ 5月31日(火)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[

]

宿泊しない。

3 5月30日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 5月30日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、のぞみ号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、5月30日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月5日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月6日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月5日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月5日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月6日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月7日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

3 6月6日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月6日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、のぞみ号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月6日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

司研総第 000189 号

平成 23 年 3 月 25 日

東京地方検察庁検事正 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日 (木) までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください (送付書不要、ファクシミリ () 可)。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

平成23年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月25日付け司研総第000189号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	俸給の号	司法修習 の期別	備 考

(注).

- 1 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 5月30日(月)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月6日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要，フアクシミリ()可。)

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用してください。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED]）。

- (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
- (イ) 福岡
- (ウ) 札幌
- (エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を支給することになります。

- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日から所得税を源泉徴収し、平成24年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要。ファクシミリ()可。)

- (1) 別紙第9-1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」
- (2) 別紙第9-2「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 録

- 別紙第1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日		
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計			
		民事	刑事						
東京	東京	2	2	2	東京	1	【第1回】 5月30日 (月)		
	立川支部	1	1	1	第一東京 第二東京 (東京三多摩支部)	1 1 3			
	横浜	1	1	1		1		4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1		4	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1		4	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1		4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1		4	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1		4	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1		4	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1		4	
	長野	1	1	1	(長野県)	1		4	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1		4	
	名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)		1	4
		岐阜	1	1	1	(岐阜県)		1	4
		金沢	1	1	1			1	4
		富山	1	1	1	(富山県)		1	4
	仙台	仙台	1	1	1			1	4
		福島	1	1	1	(福島県)		1	4
		山形	1	1	1	(山形県)		1	4
		盛岡	1	1	1	(岩手)		1	4
秋田		1	1	1		1	4		
青森		1	1	1	(青森県)	1	4		
札幌	札幌	1	1	1		1	4		
	函館	1	1	1		1	4		
	旭川	1	1	1		1	4		
	釧路	1	1	1		1	4		
(計)	(26)	27	27	27	30	111			
大阪	大阪	1	1	1		1	4		
	京都	1	1	1		1	4		
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	4		
	奈良	1	1	1		1	4		
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	4		
名古屋	和歌山	1	1	1		1	4		
	津	1	1	1	(三重)	1	4		
広島	福井	1	1	1		1	4		
	広島	1	1	1		1	4		
	山口	1	1	1	(山口県)	1	4		
	岡山	1	1	1		1	4		
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	4		
福岡	松江	1	1	1	(島根県)	1	4		
	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	4		
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	4		
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	4		
	大分	1	1	1	(大分県)	1	4		
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	4		
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	4		
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	4		
高松	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	4		
	高松	1	1	1	(香川県)	1	4		
	徳島	1	1	1		1	4		
	高知	1	1	1		1	4		
(計)	(25)	25	25	25	25	100			
合計	(51)	52	52	52	55	211			

【第2回】
6月6日
(月)

(別紙第2)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の現状と在り方について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところであるが、5期目を迎えた新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第64期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取り組み等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、その一方で司法修習生の取組姿勢等を含め、改善すべき課題等も指摘されている。この点については、最高裁判所司法修習委員会における検討結果を踏まえ、本年1月19日付けの司法研修所所長書簡により、司法修習生の自発的な取り組みを促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところであるが、この機会に、各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、上記提案等も踏まえ、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含めて、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以 上

(別紙第3)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 5月30日(月)	12:00 ～ 13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月6日(月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議(中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」
 に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口							
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」							
時	平 日							
6	23	35	45	56				
7	05	12	24	35	43	50	56	
8	03	10	17	22	27	35	43	49 54
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41 54
10	*05	22	37	*47	53			
11	03	13	25	40	53			
12	10	23	40	54				
13	10	25	40	55				
14	09	25	*35	40	*49	55		
15	10	19	31	*43	50	*57		
16	04	17	31	45	54			
17	02	11	16	22	28	34	42	48 55
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37 43 50
19	00	13	*22	30	*40	51		
20	*01	09	22	38	49			
21	02	13	27	41	56			
22	10	22	35	47	*58			
23	*11							
	*印: 司法研修所入口行き							

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	平 日				
6	26	43	58		
7	13	*20	29	43	56
8	*05	10	21	33	47 *55
9	01	15	29	44	*52
10	00	*10	22	38	*47 55
11	*05	19	36	54	
12	*05	17	37	59	
13	*05	25	46		
14	*00	13	34	54	
15	*05	16	30	41	54
16	*02	08	20	32	46 58
17	*05	13	25	36	49
18	00	*07	14	25	37 48
19	01	*06	16	29	41 55
20	*05	13	28	41	55
21	11	26	42		
22	00	20	40		
23	00				
	*印: 長久保行き				

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	平 日			
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	平 日				
5	55				
6	05	15	25	35	45
7	00	10	20	31	43 56
8	09	24	38	52	
9	06	20	34	49	
10	04	19	35	51	
11	07	23	39	55	
12	10	27	43	59	
13	15	32	48		
14	03	18	33	48	
15	03	18	32	46	
16	01	16	31	46	
17	01	16	31	46	
18	01	16	31	46	
19	01	16	31	50	
20	09	28	46		
21	05	25	46		
22	09				

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【土曜・日曜・祝日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車。

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	16	*25	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	40	49	
12	04	17	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	09	23	32	47	
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	*03	13	26	34	44	56
18	09	19	27	*37	45	56
19	*02	11	19	*27	37	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印: 司法研修所入口行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	40					
7	01	*12	23	42		
8	01	*12	23	42		
9	01	*11	21	35	48	
10	01	*11	21	35	48	
11	01	*12	24	42		
12	01	*12	23	42		
13	01	*12	23	42		
14	01	*12	23	42		
15	01	*12	23	42		
16	01	*12	23	42		
17	01	*12	23	42		
18	01	*11	21	35	48	
19	04	21	41			
20	01	21	41			
21	01	21	41			
22	07	37				
23						

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

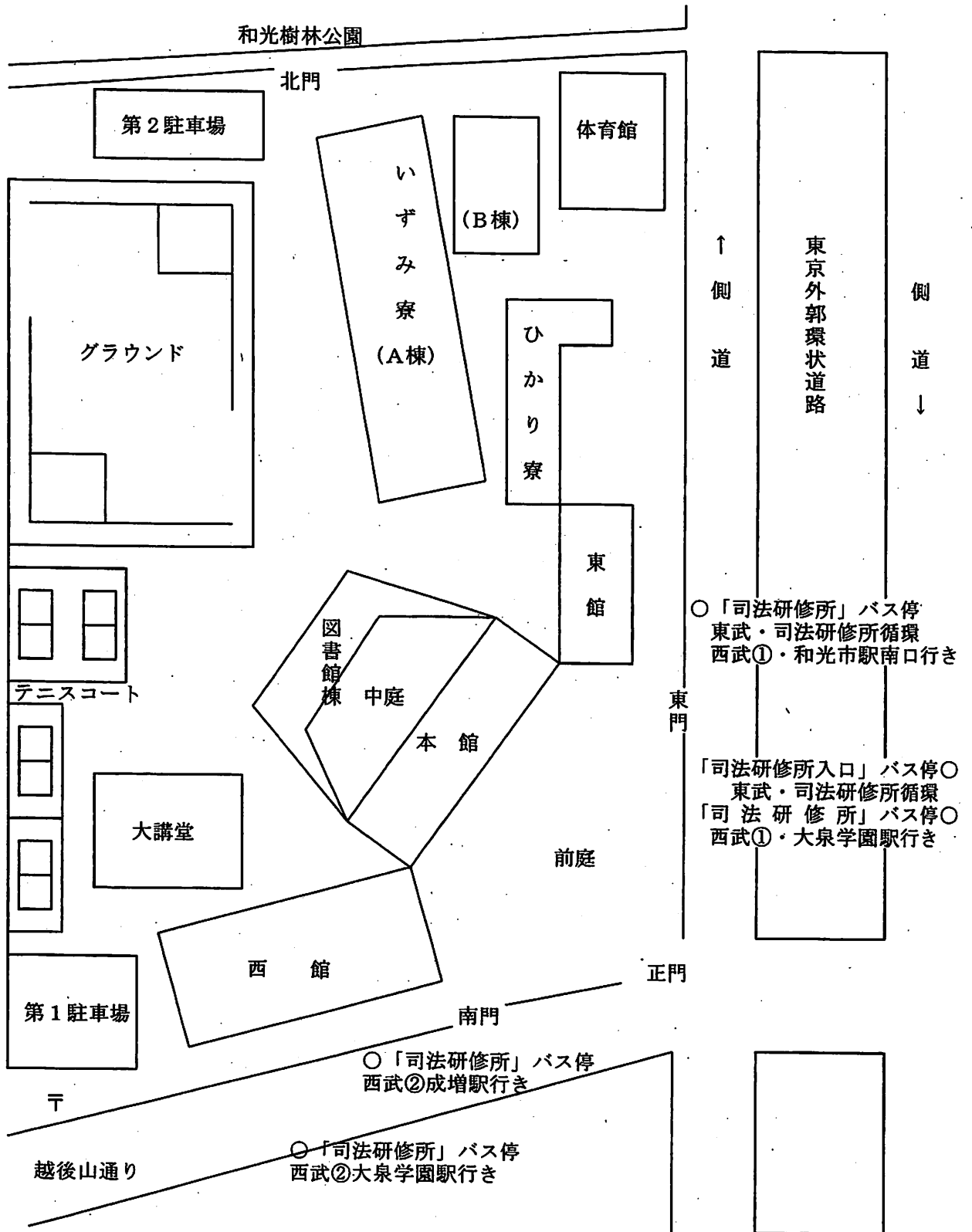
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（ただし、第1回開催時は、都合により利用することができません。）。

なお、昼食については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について


平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお、日曜日の入構は、北門（歩行者出入口：終日解放）を利用してください。

13 喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業) ※第1回開催時は御利用いただけません。

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係(電話番号048-460-2000)にお問い合わせください。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 5月29日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用する。
 - ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
 - ※ 5月29日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
 - ※ 5月29日(日)終日及び同月30日(月)の朝食は、食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 5月30日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用する。
 - ※ 入寮受付は12:00~です。
 - ※ 5月31日(火)の朝食は、食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

- 3 5月30日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 5月30日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、のぞみ号を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、5月30日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [redacted])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月5日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月6日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月5日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月5日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月6日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月7日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

- 3 6月6日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 6月6日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、のぞみ号を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月6日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

司研総第 000192 号

平成 23 年 3 月 25 日

東京弁護士会会長 殿

第一東京弁護士会会長 殿

第二東京弁護士会会長 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日 (木) までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください (送付書不要、ファクシミリ () 可)。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、東京三弁護士会多摩支部に対しては、貴会から周知してください。

(別紙様式)

平成23年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月25日付け司研総第000192号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習の 期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 多摩支部所属の出席者の場合は、備考欄に「多摩支部」と記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 5月30日(月)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月6日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要，フアクシミリ()可)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用してください。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED]）。

- (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
- (イ) 福岡
- (ウ) 札幌
- (エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を支給することになります。

- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成24年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要。ファクシミリ()可。)

- (1) 別紙第9-1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」
- (2) 別紙第9-2「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数					開 催 月 日	
		地 方 裁 判 所		検 察 庁	弁 護 士 会	計		
		民 事	刑 事					
東 京	東 京	2	2	2	東京	1	【第1回】 5月30日 (月)	
	立川支部	1	1	1	第一東京 第二東京 (東京三多摩支部)	1 1 3		
	横 浜	1	1	1		1		
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1		
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	1		
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	1		
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1		
	前 橋	1	1	1	(群馬)	1		
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	1		
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	1		
	長 野	1	1	1	(長野県)	1		
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	1		
	名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(愛知県)		1
		岐 阜	1	1	1	(岐阜県)		1
金 沢		1	1	1		1		
仙 台	富 山	1	1	1	(富山県)	1		
	仙 台	1	1	1		1		
	福 島	1	1	1	(福島県)	1		
	山 形	1	1	1	(山形県)	1		
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	1		
	秋 田	1	1	1		1		
札 幌	青 森	1	1	1	(青森県)	1		
	札 幌	1	1	1		1		
	函 館	1	1	1		1		
	旭 川	1	1	1		1		
(計)	(26)	27	27	27	30	111		
大 阪	大 阪	1	1	1		1	【第2回】 6月6日 (月)	
	京 都	1	1	1		1		
	神 戸	1	1	1	(兵庫県)	1		
	奈 良	1	1	1		1		
	大 津	1	1	1	(滋賀)	1		
名 古 屋	和 歌 山	1	1	1		1		
	津	1	1	1	(三重)	1		
広 島	福 井	1	1	1		1		
	広 島	1	1	1		1		
	山 口	1	1	1	(山口県)	1		
	岡 山	1	1	1		1		
福 岡	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	1		
	松 江	1	1	1	(島根県)	1		
	福 岡	1	1	1	(福岡県)	1		
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	1		
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	1		
	大 分	1	1	1	(大分県)	1		
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	1		
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	1		
	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	1		
高 松	那 覇	1	1	1	(沖縄)	1		
	高 松	1	1	1	(香川県)	1		
	徳 島	1	1	1		1		
	高 知	1	1	1		1		
(計)	(25)	25	25	25	25	100		
合 計	(51)	52	52	52	55	211		

(別紙第2)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の現状と在り方について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところであるが、5期目を迎えた新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第64期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取り組み等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、その一方で司法修習生の取組姿勢等を含め、改善すべき課題等も指摘されている。この点については、最高裁判所司法修習委員会における検討結果を踏まえ、本年1月19日付けの司法研修所所長書簡により、司法修習生の自発的な取り組みを促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところであるが、この機会に、各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、上記提案等も踏まえ、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含めて、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以 上

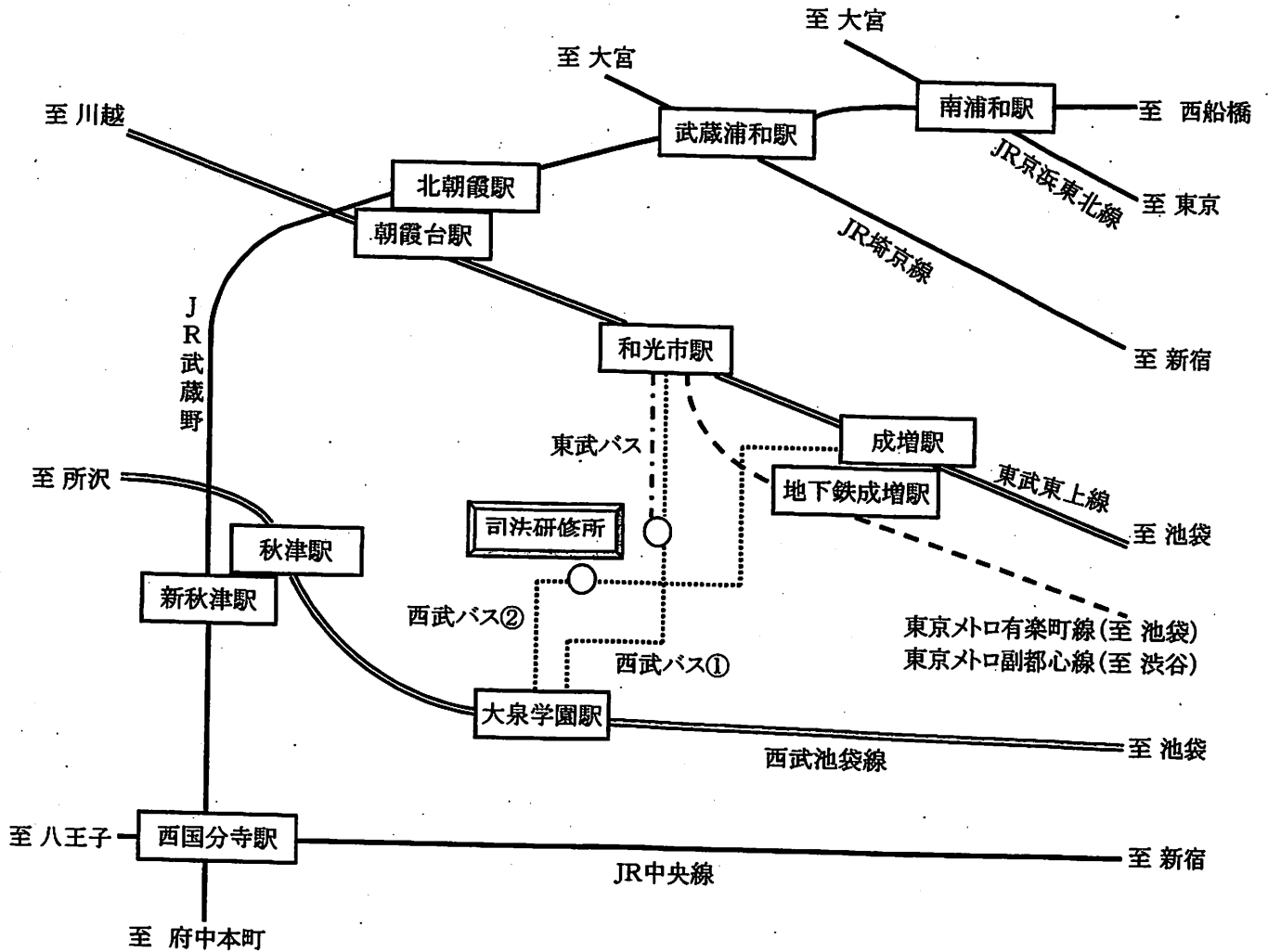
(別紙第3)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 5月30日(月) 〔第2回〕 6月6日(月)	12:00 ~ 13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	13:00 ~ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)	
	13:50 ~ 16:15	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)	
	16:30 ~ 17:00	総合協議(中講堂)	
	17:30 ~ 18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] — 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] — 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] — 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] — 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] — 司法研修所 約10分
- (和光市駅 徒歩) — 司法研修所 約25分(約2km)
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] — 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] — 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入り行き」
 に乗車、バス停「司法研修所入り」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入り」									
時	平 日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	24	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	*49	55				
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印：司法研修所入り行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
 にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」									
時	平 日									
6	26	43	58							
7	13	*20	29	43	56					
8	*05	10	21	33	47	*55				
9	01	15	29	44	*52					
10	00	*10	22	38	*47	55				
11	*05	19	36	54						
12	*05	17	37	59						
13	*05	25	46							
14	*00	13	34	54						
15	*05	16	30	41	54					
16	*02	08	20	32	46	58				
17	*05	13	25	36	49					
18	00	*07	14	25	37	48				
19	01	*06	16	29	41	55				
20	*05	13	28	41	55					
21	11	26	42							
22	00	20	40							
23	00									

*印：長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平 日				
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平 日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)
【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

【土曜・日曜・祝日】

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」
に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車
(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」			
時	土曜・日曜・祝日			
6	43	55		
7	07	16	26	35 44 56
8	04	16	*25	32 43 53
9	03	14	28 *34	*47 56
10	10	24	40 *54	
11	08	19	31 40	49
12	04	17	31 40	54
13	09	17	27 40	48
14	00	09	23 32	47
15	00	*04	17 31	42 *51
16	02	17	31	47
17	*03	13	26 34	44 56
18	09	19	27 *37	45 56
19	*02	11	19 *27	37 49
20	04	*19	33	48
21	03	18	33	48
22	03	17	*26 *42	
23				

*印: 司法研修所入口行き

- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
にて下車
(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」			
時	土曜・日曜・祝日			
6	40			
7	01	*12	23	42
8	01	*12	23	42
9	01	*11	21	35 48
10	01	*11	21	35 48
11	01	*12	24	42
12	01	*12	23	42
13	01	*12	23	42
14	01	*12	23	42
15	01	*12	23	42
16	01	*12	23	42
17	01	*12	23	42
18	01	*11	21	35 48
19	04	21	41	
20	01	21	41	
21	01	21	41	
22	07	37		
23				

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

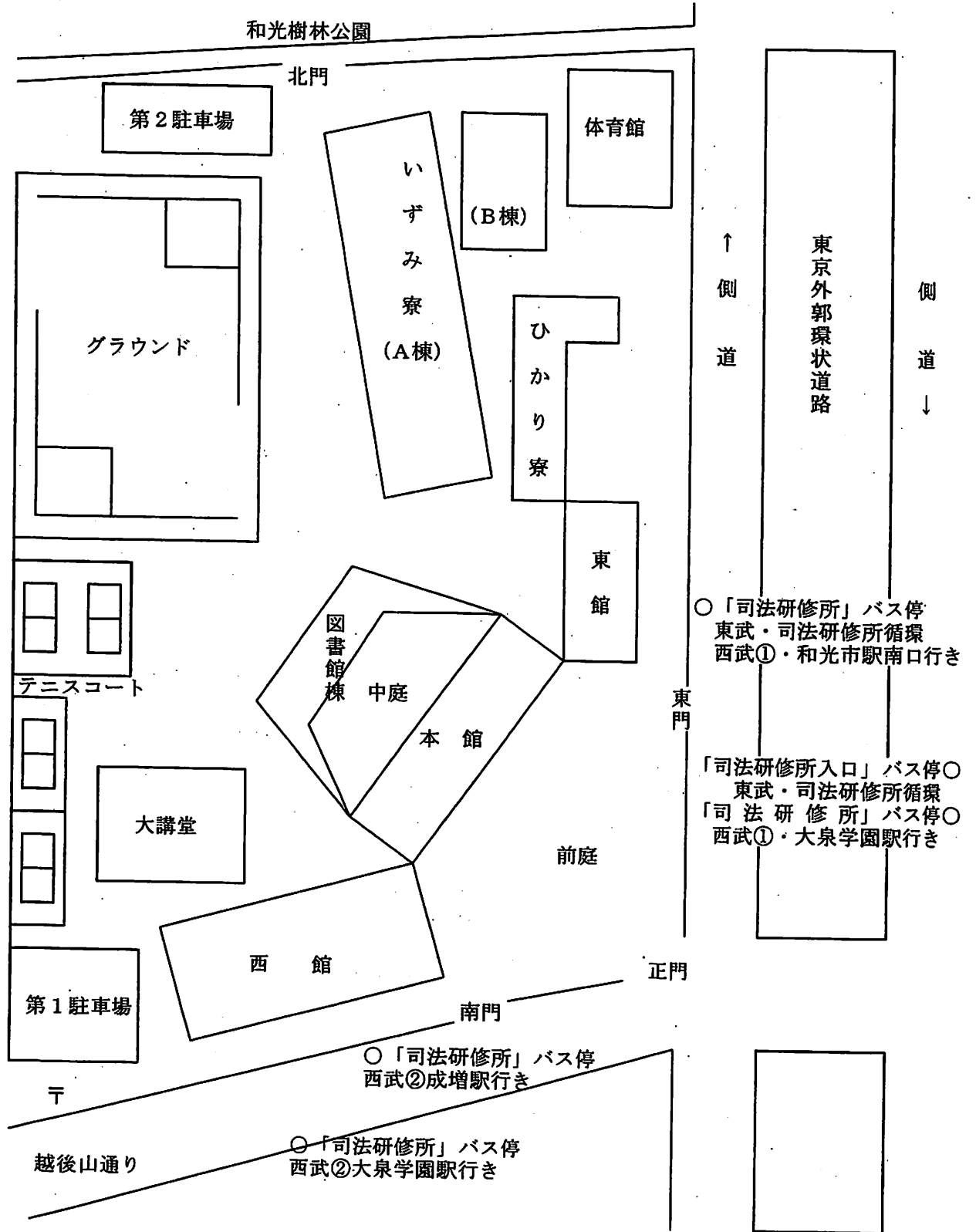
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（ただし、第1回開催時は、都合により利用することができません。）。

なお、昼食については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について


平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお、日曜日の入構は、北門（歩行者出入口：終日解放）を利用してください。

13 喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業) ※第1回開催時は御利用いただけません。

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係(電話番号048-460-2000)にお問い合わせください。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 5月29日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 5月29日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 5月29日(日)終日及び同月30日(月)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 5月30日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は12:00~です。

※ 5月31日(火)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

- 3 5月30日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 5月30日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、のぞみ号を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、5月30日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月5日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月6日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月5日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月5日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月6日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月7日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-2)

- 3 6月6日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 6月6日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、のぞみ号を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月6日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第 000193 号

平成 23 年 3 月 25 日



日本弁護士連合会会長 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催しますから、貴
連合会司法修習委員会委員 1 人が参列されますよう御配慮ください。

については、参列者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日 (木) までに当研修所事務局
総務課庶務係に送付してください (送付書不要、ファクシミリ ()
) 可)。

なお、標記の協議会の開催につき、実務修習地の弁護士会会長に対し、別添のと
おり通知しました。

(別紙様式)

平成23年 月 日

司法研修所長 殿

(会 長)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会の参列者について

(3月25日付け司研総第000193号に対する回答)

標記の参列者については、下記のとおりです。

記

役職名	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注) 「備考」欄に、「第1回」又は「第2回」と記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 5月30日(月)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月6日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要，フアクシミリ()可)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用
 - ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用してください。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED] [REDACTED]）。

 - (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
 - (イ) 福岡
 - (ウ) 札幌
 - (エ) 高松
 - イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を支給することになります。
- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日から所得税を源泉徴収し、平成24年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月7日(木)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要。ファクシミリ()可。)

- (1) 別紙第9-1「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」
- (2) 別紙第9-2「平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成23年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成23年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数					開 催 月 日
		地 方 裁 判 所		検 察 庁	弁 護 士 会	計	
		民 事	刑 事				
東 京	東 京	2	2	2	東京	1	【第1回】 5月30日 (月)
	立川支部	1	1	1	第一東京 第二東京 (東京三多摩支部)	1 1 3	
	横 浜	1	1	1		1	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	1	
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	1	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	
	前 橋	1	1	1	(群馬)	1	
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	1	
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	1	
	長 野	1	1	1	(長野県)	1	
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	1	
	名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(愛知県)	
岐 阜		1	1	1	(岐阜県)	1	
金 沢		1	1	1		1	
仙 台	富 山	1	1	1	(富山県)	1	
	仙 台	1	1	1		1	
	福 島	1	1	1	(福島県)	1	
	山 形	1	1	1	(山形県)	1	
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	1	
	秋 田	1	1	1		1	
札 幌	青 森	1	1	1	(青森県)	1	
	札 幌	1	1	1		1	
	函 館	1	1	1		1	
	旭 川	1	1	1		1	
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
大 阪	大 阪	1	1	1		1	【第2回】 6月6日 (月)
	京 都	1	1	1		1	
	神 戸	1	1	1	(兵庫県)	1	
	奈 良	1	1	1		1	
	大 津	1	1	1	(滋賀)	1	
名 古 屋	和 歌 山	1	1	1		1	
	津	1	1	1	(三重)	1	
広 島	福 井	1	1	1		1	
	広 島	1	1	1		1	
	山 口	1	1	1	(山口県)	1	
	岡 山	1	1	1		1	
福 岡	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	1	
	松 江	1	1	1	(島根県)	1	
	福 岡	1	1	1	(福岡県)	1	
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	1	
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	1	
	大 分	1	1	1	(大分県)	1	
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	1	
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	1	
	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	1	
高 松	那 覇	1	1	1	(沖縄)	1	
	高 松	1	1	1	(香川県)	1	
	徳 島	1	1	1		1	
	高 知	1	1	1		1	
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
合 計	(51)	52	52	52	55	211	

(別紙第2)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の現状と在り方について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところであるが、5期目を迎えた新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第64期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取り組み等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、その一方で司法修習生の取組姿勢等を含め、改善すべき課題等も指摘されている。この点については、最高裁判所司法修習委員会における検討結果を踏まえ、本年1月19日付けの司法研修所所長書簡により、司法修習生の自発的な取り組みを促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところであるが、この機会に、各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、上記提案等も踏まえ、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含めて、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以 上

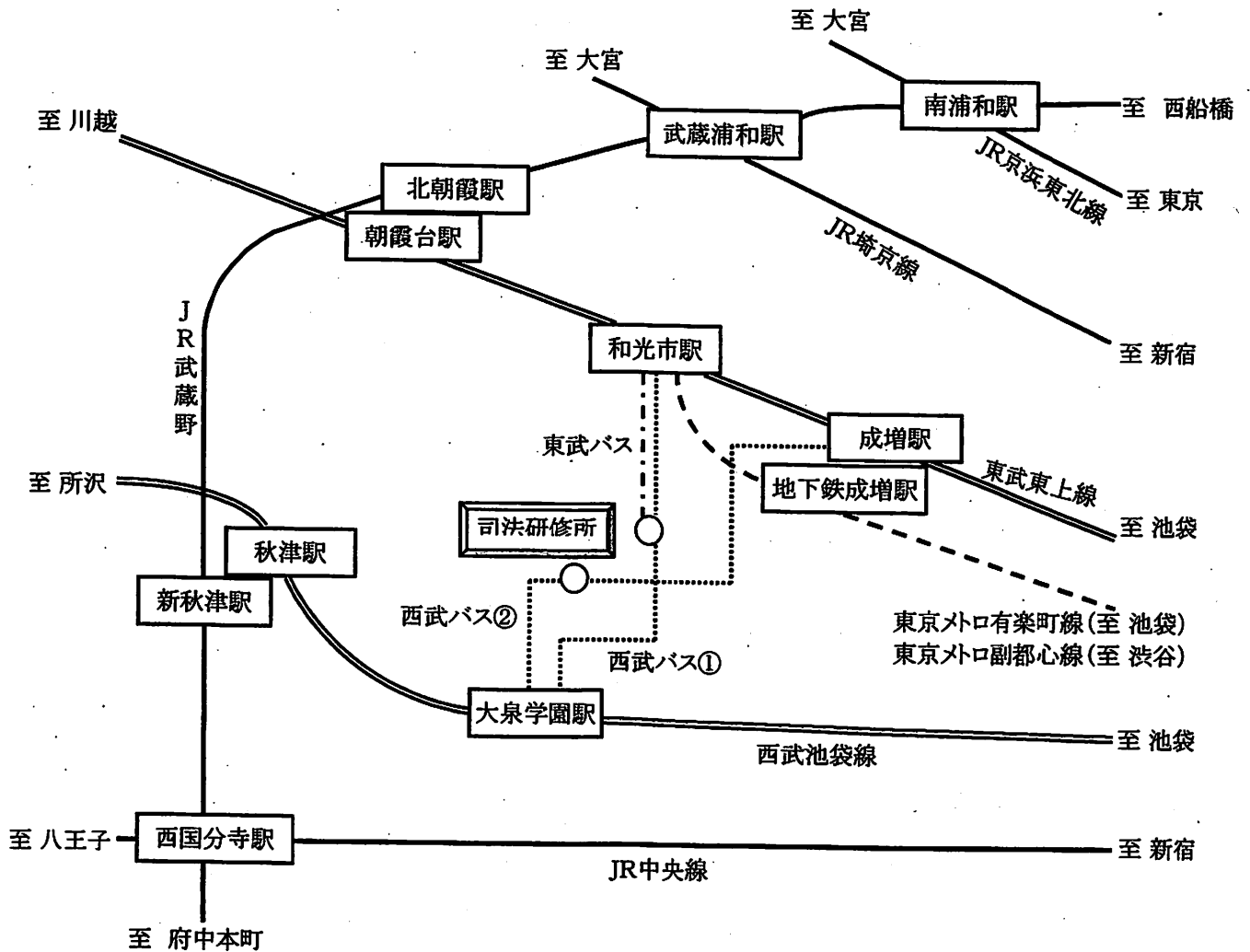
(別紙第3)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 5月30日(月)	12:00 ～ 13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月 6日(月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議(中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] —> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] —> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] —> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] —> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] —> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 —> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —> 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」
 に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口							
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」							
時	平				日			
6	23	35	45	56				
7	05	12	24	35	43	50	56	
8	03	10	17	22	27	35	43	49 54
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41 54
10	*05	22	37	*47	53			
11	03	13	25	40	53			
12	10	23	40	54				
13	10	25	40	55				
14	09	25	*35	40	*49	55		
15	10	19	31	*43	50	*57		
16	04	17	31	45	54			
17	02	11	16	22	28	34	42	48 55
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37 43 50
19	00	13	*22	30	*40	51		
20	*01	09	22	38	49			
21	02	13	27	41	56			
22	10	22	35	47	*58			
23	*11							

*印: 司法研修所入口行き

- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」					
時	平			日		
6	26	43	58			
7	13	*20	29	43	56	
8	*05	10	21	33	47	*55
9	01	15	29	44	*52	
10	00	*10	22	38	*47	55
11	*05	19	36	54		
12	*05	17	37	59		
13	*05	25	46			
14	*00	13	34	54		
15	*05	16	30	41	54	
16	*02	08	20	32	46	58
17	*05	13	25	36	49	
18	00	*07	14	25	37	48
19	01	*06	16	29	41	55
20	*05	13	28	41	55	
21	11	26	42			
22	00	20	40			
23	00					

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	平		日	
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	平		日		
5	55				
6	05	15	25	35	45
7	00	10	20	31	43 56
8	09	24	38	52	
9	06	20	34	49	
10	04	19	35	51	
11	07	23	39	55	
12	10	27	43	59	
13	15	32	48		
14	03	18	33	48	
15	03	18	32	46	
16	01	16	31	46	
17	01	16	31	46	
18	01	16	31	46	
19	01	16	31	50	
20	09	28	46		
21	05	25	46		
22	09				

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)
【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

【土曜・日曜・祝日】

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入り行き」
に乗車, バス停「司法研修所入り」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入り」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	16	*25	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	40	49	
12	04	17	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	09	23	32	47	
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	*03	13	26	34	44	56
18	09	19	27	*37	45	56
19	*02	11	19	*27	37	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印: 司法研修所入り行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」			
時	土曜・日曜・祝日			
6	40			
7	01	*12	23	42
8	01	*12	23	42
9	01	*11	21	35 48
10	01	*11	21	35 48
11	01	*12	24	42
12	01	*12	23	42
13	01	*12	23	42
14	01	*12	23	42
15	01	*12	23	42
16	01	*12	23	42
17	01	*12	23	42
18	01	*11	21	35 48
19	04	21	41	
20	01	21	41	
21	01	21	41	
22	07	37		
23				

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

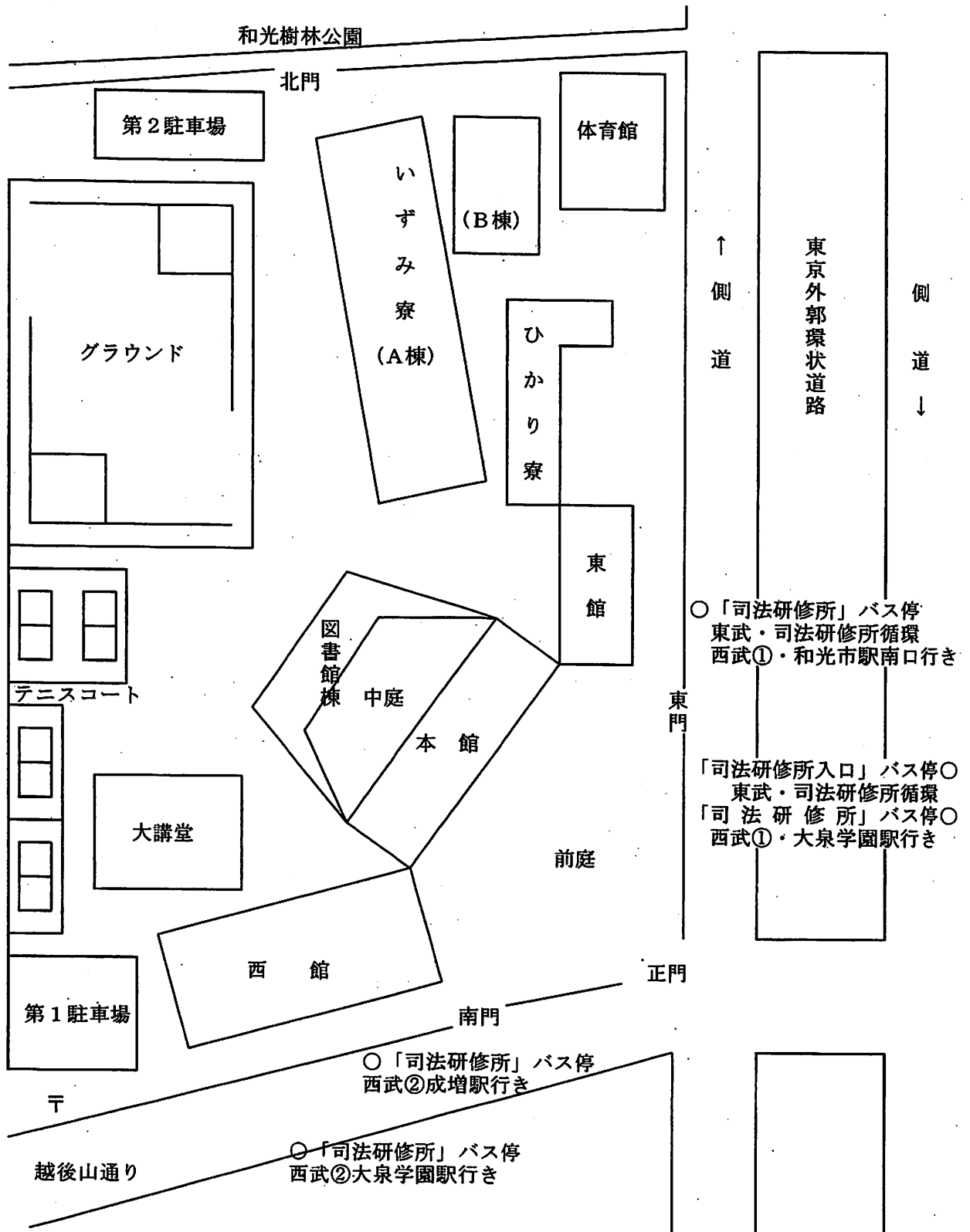
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で [] 番又は [] 番を押してください。 [] に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（ただし、第1回開催時は、都合により利用することができません。）。

なお、昼食については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について


平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお、日曜日の入構は、北門（歩行者出入口：終日解放）を利用してください。

13 喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業) ※第1回開催時は御利用いただけません。

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係(電話番号048-460-2000)にお問い合わせください。

平成23年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 5月29日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 5月29日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 5月29日(日)終日及び同月30日(月)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 5月30日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。

※ 入寮受付は12:00~です。

※ 5月31日(火)の朝食は、食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

3 5月30日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 5月30日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復
 往路のみ
 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、のぞみ号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、5月30日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成23年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月5日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月6日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月5日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月5日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月6日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月7日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

3 6月6日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月6日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、のぞみ号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月6日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第 000188 号

平成 23 年 3 月 25 日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）

弁護士会会長 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日（木）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

司研総第 000192 号

平成 23 年 3 月 25 日

東京弁護士会会長 殿

第一東京弁護士会会長 殿

第二東京弁護士会会長 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成 23 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 7 日 (木) までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください (送付書不要、ファクシミリ () 可)。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、東京三弁護士会多摩支部に対しては、貴会から周知してください。

平成23年5月30日(月)開催

平成23年度

司法修習生指導担当者協議会(第1回)出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	三村晶子	ミムラ アキコ	期
"	"	民事	村田 渉	ムラタ ワタル	期
"	"	刑事	藤井敏明	フジイ トシアキ	期
"	"	刑事	吉村典晃	ヨシムラ ノリアキ	期
東京地方裁判所立川支部	"	民事	市川正巳	イチカワ マサミ	期
"	"	刑事	毛利晴光	モウリ ハルミツ	期
東京地方検察庁	検事		佐藤光代	サトウ ミツヨ	期
"	"		富士原志奈	フジハラ シナ	期
東京地方検察庁立川支部	"		瀬戸 毅	セト ツヨシ	期
東京弁護士会	弁護士		岸本史子	キシモト フミコ	期
第一東京弁護士会	"		野嶋慎一郎	ノジマ シンイチロウ	期
第二東京弁護士会	"		橋元祐之	ハシモト ヒロユキ	期
東京三弁護士会多摩支部	"		佐藤南平	サトウ ナンペイ	期
"	"		草道倫武	クサミチ トモタケ	期
"	"		三浦美佳子	ミウラ ミカコ	期
横浜地方裁判所	判事	民事	石原寿記	イシハラ ヒサノリ	期
"	"	刑事	景山太郎	カゲヤマ タロウ	期
横浜地方検察庁	検事		千葉雄一郎	チバ ユウイチロウ	期
横浜弁護士会	弁護士		島崎友樹	シマザキ トモキ	期
さいたま地方裁判所	判事	民事	加藤正男	カトウ マサオ	期
"	"	刑事	大熊一之	オオクマ カズユキ	期
さいたま地方検察庁	検事		白川哲也	シラカワ テツヤ	期
千葉地方裁判所	判事	民事	三代川三千代	ミヨカワ ミチヨ	期
"	"	刑事	波床昌則	ハトコ マサノリ	期
千葉地方検察庁	検事		小原綾乃	コハラ アヤノ	期
千葉県弁護士会	弁護士		古井正二	フルイ ショウジ	期
水戸地方裁判所	判事	民事	窪木 稔	クボキ ミノル	期
"	"	刑事	根本 渉	ネモト ワタル	期
水戸地方検察庁	検事		大極俊紀	ダイゴク トシキ	期
茨城県弁護士会	弁護士		後藤直樹	ゴトウ ナオキ	期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	竹内民生	タケウチ タミオ	期
"	"	刑事	井上 豊	イノウエ ユタカ	期
宇都宮地方検察庁	検事		高瀬一嘉	タカセ カズヨシ	期
栃木県弁護士会	弁護士		横堀太郎	ヨコボリ タロウ	期
前橋地方裁判所	判事	民事	西口 元	ニシグチ ハジメ	期
"	"	刑事	高山光明	タカヤマ ミツアキ	期
前橋地方検察庁	検事		山崎文子	ヤマザキ アヤコ	期
群馬弁護士会	弁護士		石原栄一	イシハラ エイイチ	期
静岡地方裁判所	判事	民事	足立 哲	アダチ アキラ	期
"	"	刑事	原田保幸	ハラダ ヤスタカ	期
静岡地方検察庁	検事		高橋和貴	タカハシ カズタカ	期
静岡県弁護士会	弁護士		小宮山克己	コミヤマ カツミ	期
甲府地方裁判所	判事	民事	林 正宏	ハヤシ マサヒロ	期
"	"	刑事	深沢茂之	フカサワ シゲユキ	期
甲府地方検察庁	検事		矢野元博	ヤノ モトヒロ	期
山梨県弁護士会	弁護士		鶴田和雄	ツルタ カズオ	期
長野地方裁判所	判事	民事	山本剛史	ヤマモト タケシ	期
"	"	刑事	高木順子	タカギ ジュンコ	期
長野地方検察庁	検事		小池充夫	コイケ ミチオ	期
長野県弁護士会	弁護士		柳澤修嗣	ヤナギサワ シュウジ	期
新潟地方裁判所	判事	民事	草野真人	クサノ マサト	期
"	"	刑事	藤井俊郎	フジイ トシロウ	期
新潟地方検察庁	検事		錦織 聖	ニシコオリ キヨシ	期
新潟県弁護士会	弁護士		伊藤秀夫	イトウ ヒデオ	期
名古屋地方裁判所	判事	民事	谷口 豊	タニグチ ユタカ	期
"	"	刑事	田邊三保子	タナベ ミホコ	期

名古屋地方検察庁	検事		緒方 淳	オガタ アツシ	期
愛知県弁護士会	弁護士		長谷川 龍伸	ハセガワ タツノブ	期
岐阜地方裁判所	判事	民事	針塚 遵	ハリツカ ジュン	期
〃	〃	刑事	山田 耕司	ヤマダ コウジ	期
岐阜地方検察庁	検事		大串 雅里	オオグシ マサノリ	期
岐阜県弁護士会	弁護士		岡本 浩明	オカモト ヒロアキ	期
金沢地方裁判所	判事	民事	源 孝治	ミナモト タカハル	期
〃	〃	刑事	神坂 尚	カミサカ ショウ	期
金沢地方検察庁	検事		古賀 栄美	コガ エミ	期
金沢弁護士会	弁護士		粟田 真人	アワダ マサト	期
富山地方裁判所	判事	民事	田邊 浩典	タナベ ヒロノリ	期
〃	〃	刑事	田中 聖浩	タナカ キヨヒロ	期
富山地方検察庁	検事		眞田 寿彦	サナダ トシヒコ	期
富山県弁護士会	弁護士		大浦 清和	オオウラ キョカズ	期
仙台地方裁判所	判事	民事	畑 一郎	ハタ イチロウ	期
〃	〃	刑事	鈴木 信行	スズキ ノブユキ	期
仙台地方検察庁	検事		秋山 仁美	アキヤマ ヒトミ	期
仙台弁護士会	弁護士		官澤 里美	カンザワ サトミ	期
福島地方裁判所	判事	民事	松谷 佳樹	マツタニ ヨシキ	期
〃	〃	刑事	加藤 亮	カトウ リョウ	期
福島地方検察庁	検事		小池 隆	コイケ タカシ	期
福島県弁護士会	弁護士		笠間 善裕	カサマ ヨシヒロ	期
山形地方裁判所	判事	民事	石栗 正子	イシグリ マサコ	期
山形地方検察庁	検事		中島 泰徳	ナカジマ ヨシノリ	期
山形県弁護士会	弁護士		伊藤 陽介	イトウ ヨウスケ	期
盛岡地方裁判所	判事	民事	貝原 信之	カイハラ ノブユキ	期
〃	〃	刑事	中島 真一郎	ナカジマ シンイチロウ	期
盛岡地方検察庁	検事		上野 暁	ウエノ サトル	期
岩手弁護士会	弁護士		石川 哲	イシカワ サトシ	期
秋田地方裁判所	判事	民事	鈴木 陽一	スズキ ヨウイチ	期
〃	〃	刑事	馬場 純夫	ババ スミオ	期
秋田地方検察庁	検事		鈴木 敏宏	スズキ トシヒロ	期
秋田弁護士会	弁護士		狩野 節子	カリノ セツコ	期
青森地方裁判所	判事	民事	浦野 真美子	ウラノ マミコ	期
〃	〃	刑事	小川 賢司	オガワ ケンジ	期
青森地方検察庁	検事		新河 隆志	シンカワ タカシ	期
青森県弁護士会	弁護士		赤津 重光	アカツ ジュウコウ	期
札幌地方裁判所	判事	民事	本間 健裕	ホンマ ケンユウ	期
〃	〃	刑事	加藤 学	カトウ マナブ	期
札幌地方検察庁	検事		岡 俊介	オカ シュンスケ	期
札幌弁護士会	弁護士		三春 裕嗣	ミハル ユウジ	期
函館地方裁判所	判事	民事	蓮井 俊治	ハスイ シュンジ	期
〃	〃	刑事	中桐 圭一	ナカギリ ケイイチ	期
函館地方検察庁	検事		中尾 貴之	ナカオ タカユキ	期
函館弁護士会	弁護士		平井 喜一	ヒライ キイチ	期
旭川地方裁判所	判事	民事	田口 治美	タグチ ハルミ	期
〃	〃	刑事	佐伯 恒治	サエキ コウジ	期
旭川地方検察庁	検事		鈴木 慎二郎	スズキ シンジロウ	期
旭川弁護士会	弁護士		中村 元弥	ナカムラ モトヤ	期
釧路地方裁判所	判事	民事	小西 洋	コニシ ヒロシ	期
〃	〃	刑事	丸山 哲巳	マルヤマ テツミ	期
釧路地方検察庁	検事		澁谷 博之	シブヤ ヒロユキ	期
釧路弁護士会	弁護士		簗島 弘幸	ミノシマ ヒロユキ	期

参列者

日本弁護士連合会 (第一東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	山崎司平	ヤマザキ シヘイ	■期
------------------------	------------------	------	----------	----

司法研修所

	所 長	安井久治		
民事裁判担当	教官判事	奥田正昭		
"	"	岸日出夫		
刑事裁判担当	"	秋吉淳一郎		
"	"	金子武志		
検察担当	教官検事	大谷晃大		
"	"	畑野隆二		
民事弁護担当	教官弁護士	流矢大士		
"	"	内藤順也		
刑事弁護担当	"	升味佐江子		
"	"	谷真人		
	事務局 長	笠井之彦		
	事務局 次長	入子福司		
	事務局 所付	小野裕信		

平成23年6月6日(月) 開催

平成23年度

司法修習生指導担当者協議会(第2回)出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
大阪地方裁判所	判事	民事	森 純子	モリ ジュンコ	期
"	"	刑事	齋藤 正人	サイトウ マサト	期
大阪地方検察庁	検事		青木 裕史	アオキ ヒロシ	期
大阪弁護士会	弁護士		内藤 欣也	ナイトウ キンヤ	期
京都地方裁判所	判事	民事	瀧 華聡之	タキハナ サトシ	期
"	"	刑事	宮崎 英一	ミヤザキ エイチ	期
京都地方検察庁	検事		金木 秀文	カネキ ヒデフミ	期
京都弁護士会	弁護士		白浜 徹朗	シラハマ テツロウ	期
神戸地方裁判所	判事	民事	矢尾 和子	ヤオ カズコ	期
"	"	刑事	岡田 信	オカダ マコト	期
神戸地方検察庁	検事		林 正章	ハヤシ マサアキ	期
兵庫県弁護士会	弁護士		藤掛 伸之	フジカケ ノブユキ	期
奈良地方裁判所	判事	民事	一谷 好文	イチタニ ヨシフミ	期
"	"	刑事	橋本 一	ハシモト ハジメ	期
奈良地方検察庁	検事		徳久 正	トクヒサ タダシ	期
奈良弁護士会	弁護士		福井 英之	フクイ ヒデユキ	期
大津地方裁判所	判事	民事	長谷部 幸弥	ハセベ サチヤ	期
"	"	刑事	飯島 健太郎	イジマ ケンタロウ	期
大津地方検察庁	検事		吉池 浩嗣	ヨシイケ ヒロツグ	期
滋賀弁護士会	弁護士		甲津 貴央	コウツ タカオ	期
和歌山地方裁判所	判事	民事	高橋 善久	タカハシ ヨシヒサ	期
"	"	刑事	柴山 智	シバヤマ サトシ	期
和歌山地方検察庁	検事		原島 肇	ハラシマ ハジメ	期
和歌山弁護士会	弁護士		阪本 康文	サカモト ヤスフミ	期
津地方裁判所	判事	民事	堀内 照美	ホリウチ テルミ	期
"	"	刑事	岩井 隆義	イワイ タカヨシ	期
津地方検察庁	検事		作原 大成	サクハラ タイセイ	期
三重弁護士会	弁護士		杉岡 治	スギオカ オサム	期
福井地方裁判所	判事	民事	坪井 宣幸	ツボイ ノブユキ	期
"	"	刑事	鶴飼 祐充	ウカイ ヒロミツ	期
福井地方検察庁	検事		金沢 和憲	カナザワ カズノリ	期
福井弁護士会	弁護士		内上 和博	ウチガミ カズヒロ	期
広島地方裁判所	判事	民事	金村 敏彦	カネムラ トシヒコ	期
"	"	刑事	伊名波 宏仁	イナバ コウジ	期
広島地方検察庁	検事		坂本 順彦	サカモト ノブヒコ	期
広島弁護士会	弁護士		山下 哲夫	ヤマシタ テツオ	期
山口地方裁判所	判事	民事	山本 善彦	ヤマモト ヨシヒコ	期
"	"	刑事	長倉 哲夫	ナガクラ テツオ	期
山口地方検察庁	検事		澤田 康広	サワダ ヤスヒロ	期
山口県弁護士会	弁護士		浜崎 大輔	ハマサキ ダイスケ	期
岡山地方裁判所	判事	民事	山口 浩司	ヤマグチ コウジ	期
"	"	刑事	田尻 克巳	タジリ カツミ	期
岡山地方検察庁	検事		大原 裕吉	オオハラ ユウキチ	期
岡山弁護士会	弁護士		種田 和英	タネダ カズヒデ	期
鳥取地方裁判所	判事	民事	和久田 斉	ワクダ ヒトシ	期
"	"	刑事	大崎 良信	オオサキ ヨシノブ	期
鳥取地方検察庁	検事		山上 富蔵	ヤマガミ トミゾウ	期
鳥取県弁護士会	弁護士		松本 啓介	マツモト ケイスケ	期
松江地方裁判所	判事	民事	河村 浩	カワムラ ヒロシ	期
"	"	刑事	横山 泰造	ヨコヤマ タイゾウ	期
松江地方検察庁	検事		森田 邦郎	モリタ クニオ	期
島根県弁護士会	弁護士		中村 寿夫	ナカムラ ヒサオ	期

福岡地方裁判所	判 事	民事	岩 木 宰	イワキ オサム	期
"	"	刑事	田 口 直 樹	タグチ ナオキ	期
福岡地方検 察 庁	検 事		中 尾 英 明	ナカオ ヒデアキ	期
福岡県弁 護 士 会	弁 護 士		多加喜 寛 明	タカキ ヒロアキ	期
佐賀地方裁判所	判 事	民事	野 尻 純 夫	ノジリ スミオ	期
"	"	刑事	若 宮 利 信	ワカミヤ トシノブ	期
佐賀地方検 察 庁	検 事		馬 場 浩 一	ババ コウイチ	期
佐賀県弁 護 士 会	弁 護 士		松 尾 弘 志	マツオ ヒロシ	期
長崎地方裁判所	判 事	民事	須 田 啓 之	スダ ケイジ	期
"	"	刑事	重 富 朗	シゲトミ アキラ	期
長崎地方検 察 庁	検 事		原 山 和 高	ハラヤマ カズタカ	期
長崎県弁 護 士 会	弁 護 士		中 西 祥 之	ナカニシ ヨシユキ	期
大分地方裁判所	判 事	民事	中 平 健	ナカダイラ ケン	期
"	"	刑事	西 崎 健 児	ニシザキ ケンジ	期
大分地方検 察 庁	検 事		石 垣 光 雄	イシガキ ミツオ	期
大分県弁 護 士 会	弁 護 士		大 森 克 磨	オオモリ カツマ	期
熊本地方裁判所	判 事	民事	原 克 也	ハラ カツヤ	期
"	"	刑事	鈴 木 浩 美	スズキ ヒロヨシ	期
熊本地方検 察 庁	検 事		岡 本 哲 人	オカモト テツト	期
熊本県弁 護 士 会	弁 護 士		山 下 永 壽	ヤマシタ エイジュ	期
鹿児島地方裁判所	判 事	民事	牧 賢 二	マキ ケンジ	期
"	"	刑事	中牟田 博 章	ナカムタ ヒロアキ	期
鹿児島地方検 察 庁	検 事		今 村 智 仁	イマムラ トモヒト	期
鹿児島県弁 護 士 会	弁 護 士		熊 谷 光 司	クマガイ コウジ	期
宮崎地方裁判所	判 事	民事	牧 真 千子	マキ マチコ	期
"	"	刑事	中 田 幹 人	ナカタ マサト	期
宮崎地方検 察 庁	検 事		児 玉 陽 介	コダマ ヨウスケ	期
宮崎県弁 護 士 会	弁 護 士		萩 元 重 喜	ハギモト シゲキ	期
那覇地方裁判所	判 事	民事	平 田 直 人	ヒラタ ナオト	期
"	"	刑事	鈴 木 秀 行	スズキ ヒデユキ	期
那覇地方検 察 庁	検 事		平 光 信 隆	ヒラミツ ノブタカ	期
沖縄弁 護 士 会	弁 護 士		池 田 修	イケダ オサム	期
高松地方裁判所	判 事	民事	横 溝 邦 彦	ヨコミソ クニヒコ	期
"	"	刑事	幅 田 勝 行	ハバタ カツユキ	期
高松地方検 察 庁	検 事		飯 塚 晴 久	イヅカ ハルヒサ	期
香川県弁 護 士 会	弁 護 士		大 平 昇	オオヒラ ノボル	期
徳島地方裁判所	判 事	民事	齋 木 稔 久	サイキ トシヒサ	期
"	"	刑事	佐 藤 晋 一 郎	サトウ シンイチロウ	期
徳島地方検 察 庁	検 事		中 川 善 雄	ナカガワ ヨシオ	期
徳島弁 護 士 会	弁 護 士		松 尾 泰 三	マツオ タイソウ	期
高知地方裁判所	判 事	民事	松 田 典 浩	マツダ ノリヒロ	期
"	"	刑事	平 出 喜 一	ヒライデ キイチ	期
高知地方検 察 庁	検 事		北 野 彰	キタノ アキラ	期
高知弁 護 士 会	弁 護 士		長 山 育 男	ナガヤマ イクオ	期
松山地方裁判所	判 事	民事	濱 口 浩	ハマグチ ヒロシ	期
"	"	刑事	足 立 勉	アダチ ベン	期
松山地方検 察 庁	検 事		竹 中 ゆかり	タケナカ ユカリ	期

参列者

日本弁護士連合会 (第一東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	山崎司平	ヤマザキ シヘイ	期
------------------------	------------------	------	----------	---

司法研修所

	所 長	安井久治		
民事裁判担当	教官判事	奥田正昭		
"	"	岸日出夫		
刑事裁判担当	"	秋吉淳一郎		
"	"	金子武志		
検察担当	教官検事	大谷晃大		
"	"	畑野隆二		
民事弁護担当	教官弁護士	流矢大士		
"	"	内藤順也		
刑事弁護担当	"	升味佐江子		
"	"	谷真人		
	事務局長	笠井之彦		
	事務局次長	入子福司		
	事務局所付	小野裕信		